

○清原委員 今の御答弁等に関連して発言させていただきます。

私も市長として自治体の立場で、国とは違いますが、計画行政というのをしております。そこで、先ほど武川政策統括官が、私たち政策委員会の皆さんのお意見をできる限り反映していきたい、そして政府内を調整したいと言つていただきましたのは、この時期、大変重い決断だと思います。

そこで私、一言申し上げます。計画行政ということで言えば、この計画というのは、3ページの2に「より長期的な展望を視野に入れつつ、平成25（2013）年度から29（2017）年度までの概ね5年間を対象とする」とあります。もう25年度に入っているわけでございます。したがって、先ほど来、大変詳細な福祉用具の件とか重要な問題が指摘されて、思いを共有している立場なのですが、一方で、何もかも反映してこの計画をつくると、かなり詳細な内容の列挙になるかと思います。

したがって、先ほど来、委員の皆様が幾つも御指摘されたのは、「こういう方向性を明記してほしい」、「こういうことにも配慮してほしい」という重要な御指摘でしたので、それについて記述していただくことを望みつつも、余り詳細な、政省令とか、要綱とか、そういうことに入るようなことまで反映していただくと、昨年12月に私たちがお出した方向性と逆にずれていくかのような懸念も、今のやりとりの中で聞きまして、武川政策統括官の御判断と、阿萬さんが言つていただいた、なるべく、とにかく私たちは反映していただくというのを期待しつつ、一方で、できればわかりやすく方向性を整理していただくような反映というのもお願いしたいなど。自治体の立場から申し上げました。

私たちのかねての提言を大いに反映していただきつつ、もう一方で、パブリックコメントの時期をうまくとつていただいて、できる限り年度の前半に反映していただくことで、来年度の予算などに各府省が反映できるようにということも念頭に置いて、私たち、忙しい思いはやぶさかではないと思っていますので、少し間があいたので、次なる会議などもやっていただければなど。

ちょっとテーマと離れてごめんなさい。ただ、石川委員長が進行に自分も戸惑うなどとおっしゃったので、私のほうも、少し落ちつく必要もあるのですが、一方で、余り細かいところを気にすると、せっかくの方向性が、政府あるいは大臣各位にぼけてもいけないので、鮮明な方向性を私たちとしては望んでいきたいと願っています。

ブレーキをかけたつもりは全然ありません。ごめんなさい。あと、細かく分けての議論も必要だと思いながら、方向性の鮮明度をよろしくお願ひします。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございました。

先ほど上野委員が先に手を挙げていらっしゃったと思います。上野委員、お願ひします。

○上野委員 海上寮療養所に勤務する精神科医師の上野と申します。

私は、この障害者基本計画の原案を読ませていただきまして、精神科医療に関する部分で、私たちが去年の12月に出した新基本計画に盛り込むべき事項がほとんど反映されてい

ないので、非常に残念に思いました。

私自身は、21年間、精神科医療を提供する側にいたのですけれども、日本の精神科医療は、世界的に見てかなり変わっているというか、ちょっと異常な状態にあります。私は、障害者基本計画において、精神科医療を国際的なレベルに戻してほしい、日本の精神科医療の問題点を解消するような方向性を入れてほしいと思って、去年の12月、意見をまとめさせていただいたのです。

今回、社会的入院の解消だとか、国際的水準に見合う精神科病床の計画的削減といった目標が全く入っていないということが非常に残念です。これを実現するために、精神科病院への入院の実態だとか、退院後の地域生活の実態についての調査を行うこと、そこら辺も必要だと思いますし、現在、私が勤務している病院も含めて、精神科病院は入院医療に依存した経営モデルになっています。精神科病床を削減すると、経営的にかなり苦しくなるところもあったりするのですね。その支援をどうするかとか、精神科医療資源の適切な配分をどうするかといったこともぜひ入れた形の計画にしていただきたいと思いました。

○石川委員長 ありがとうございます。

大谷委員、竹下委員、伊藤委員の順にお願いします。

まず、大谷委員、お願いします。

○大谷委員 上野委員の意見に全く賛同しますし、そのことを一番言いたかった者です。加えて、そのことを前提にして、我々の意見が入れられなかっただけではなく、我々は全く触れなかったことに対して触れているのかなというので、私の読み違いかなということで、今、横並びで読ませていただいている。

新しく法律ができて、医療保護入院に関する改正がありましたから、それを踏まえて検討を行うというのは、去年の12月にはなかった事態ですから、それは仕方がない。「検討を行う」という行う方向性に関しては、附則第8条を読めばその方向性が出ているのであれば、それはそれでよしと思うのですけれども、その次の「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する適切な医療」は、いわゆる医療観察法における医療の推進ということが入っているのです。医療観察法に関する医療に関しては、我々、先回、去年12月に意見出しをしたのかということできちんと読ませていただいているのですけれども、触れていないかったように思います。私がまだ浅読みでしたらごめんなさい。

ただし、その方向性に関しては、我々日弁連の中でも意見のあるところですし、医療観察法を今後どうするのかということに関して重大な問題も含めているところだと思いますので、これを簡単に「適切な医療の確保を推進する」という形でちやらっとまとめられるような問題ではないと私は認識しているのです。なぜこれが入ったのかということに関してはお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

竹下委員。

○竹下委員 竹下です。

「(2) 障害者に対する保健・医療の充実等」の中の5番目の○の修文をお願いしたいということです。「障害者の健康の保持・増進、精神疾患及び難病に対して」、ここが大事ですね。「福祉サービスとの連携を踏まえた保健サービスの提供体制の充実を図る」とあるのですね。これだけでは何をするのかが見えてこないのです。

例えば、視覚障害者の立場から申しますと、介護保険と、今で言う総合支援法と、医療保険とがいつも医療を受ける場面で1つの壁になってしまっているのです。例えば、通院するときには介護保険か自立支援法で病院の玄関までは案内しましようと。病院の玄関の中は介護保険の適用はありませんと。医療保険の世界ですから、ここで看護師さんか職員にバトンタッチするということが起こるわけです。このことはずっと矛盾として指摘されているですから、せっかくここでこういう福祉サービスとの連携をうたうのであれば、そうした制度間の谷間で医療が十分に受けられない障害者が生まれないような方向づけを明確にこの部分でお願いしたい。文章までは考えておりませんが、そのことが明確になるような内容に修文をお願いしたいと思います。

以上です。

○石川委員長 伊藤委員、お願いします。

その後、関口委員。

○伊藤委員 日本難病・疾病団体協議会の伊藤です。

この「保健・医療」のところですが、おかげさまで、この4月から総合支援法の対象にもなりまして、障害者施策の中に入ることになりました。今、支援区分の判定のマニュアルなども作成していただいているところです。固定された障害ではなくて、さまざまに変動する病気というのも前提としたマニュアルづくりが行われている中なのですが、この「保健・医療」の括弧の中で、既に「予防・治療が可能である障害の原因となる疾病等について」と書かれています。これは何か逆戻りしているのではないか。

実はこれはここだけではなくて、例えば14ページの「研究開発の推進」の中にも「障害の原因となる疾病等の原因・病態の解明、予防、治療等」と書かれている。これは全く不自然というよりも不適切なのではないか。こういう観点で難病というものを代表にしながら、疾病というものと障害の間の垣根をなくそうとしている法改正とは全くそぐわないのではないかだろうかということが1つです。余り細かいことを言うなと言われたので、細かいことは省きますけれども、1つこういうことが問題になっているということ。

それから、これはつけ足しみたいな話ですけれども、13ページにあります難病や疾病に対する偏見・差別です。現在、ウェブだとか出版の中で「難病」ではなくて「奇病」ということが盛んに書かれているのです。「奇病」という言葉はいけないということを意味しているのではないのですけれども、せっかく偏見・差別をなくすという中で、『奇病大全』という本を出した出版社まであるわけです。そういうようなものから見れば、「不安の除去を図る」ということだけでいいのかどうか、それは具体的に何を意味するのかとい

うこともいま一歩必要でありましょう。

それから、これも14ページになるのですが、先ほど言った上から2つ目の○の「障害の原因となる疾病等の」云々というところの後半のほうに、「再生医療や個別化医療等の新たな医療分野について、研究開発の推進及び実用化の加速に取り組む」と書かれています。事実、国は、いろいろお金を投じてさまざまな新しい医療、再生医療であるとか遺伝子治療というようなものに取り組んでいますが、今の国の姿勢ですと、混合診療を解禁して、保険とほかの自由診療、いわゆる先進医療、保険外併用療養費なのですが、これを自由診療にしようとする。非常にお金のかかる医療なのですが、そういう形になりますと、ここで言う、せっかく開発・促進された再生医療や個別化医療というのは、多くの人、特にお金のない人は使うことができない、利用することができないということにもなりかねないということとも1つ。ここは修文がどうこうというのではなくて、そういうことも視野に入れた、せっかく開発される新しい医療を多くの障害者や患者さんが使えるようなものにしていかなければならないという精神を少し盛り込んでいただきたいと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございました。

関口委員、先にお願いします。

○関口委員 全国「精神病」者集団の関口明彦です。

全国「精神病」者集団は、英語で言うとJNGMDPとなります。JNGMDPは、先ごろ行われた拷問等禁止条約、日本は1999年に批准しておりますけれども、日本国審査に当たりパラレルレポートを出しました。その結果、拷問等禁止条約委員会から日本政府は勧告といいましょうか要請を受けています。全部読んでいる暇はないので重要なところだけ読みますけれども、委員会は、非常に多数の精神障害者と知的障害者が非常に長期間、精神保健ケア施設に非自発的にとどめられていることに懸念を持たざるを得ない、というのが本文で書かれております。

次に、要請するというのがAからHまであるわけですけれども、その中の2番目に、外来と地域でのサービスを開発し、収容されている患者数を減らすこと、と。簡単に言えば入院者を減らせということだと思うのですけれども、社会的入院の解消と同義語だと思います。これについて、基本計画に盛り込むべき事項として、政策委員会はベッド数の削減ということを一応入れたわけですね。それと同じことが、規範性を持つ。なぜ規範性を持つかというと、これは拷問等禁止条約の本文から直接要請される法的事項だからです。こういう勧告について現内閣は、単なる意見であるから聞く必要はないのだということを言っておりますけれども、批准している条約に反している実態があるならば、それに違反していたらそれを直すのが、批准している国の義務で、憲法98条2項に書かれているとおりです。なので、この件について一切言及がない障害者基本計画原案というのは、全く認めがたいと言わざるを得ないと思います。

それからもう一つは、先ほど厚生労働省のほうから、障害者部会が施策を決めて推進し

ていくのだ、それを政策委員会はモニタリングをすればいいのだというお話がありました。では、何で政策委員会という名前がついているのでしょうか。つまり、基本計画をつくるというのは施策の基本方針を示すことです。方向性を示すことです。それと矛盾した施策が行われるのであれば、はっきり言って、障害者基本法に定められている基本方針からずれていることを他の省庁がやるということは、基本法のほうが上ですから、おかしいと私は思います。とりあえず、それだけはとにかく言っておきたい。

精神保健福祉法が改正されて、基本的に家族の保護者というのがなくなつて同意者と。これも来年度から施行ですけれども、ここにも書いてありますが、既にもう施行しているものがあるわけですね。それは精神医療審査会です。これについては国会審議の中で予算をちゃんとつけるとか、人員をちゃんとしろとかいうことがあったわけですけれども、その実態が見えないので。どれくらいの予算をつけるのかとか、そういう話が見えない。書いてはありますけれども、充実・適正化というのでは、今の実態がどれくらい変わるのであることについて全く読めないので、これでは書きぶりとして困ることがあります。あとは、ほかの方が大体言ってくださったので、これで終わりたいと思います。

○石川委員長 ありがとうございました。

先ほど福島委員が手を挙げておられたので、そこまでで1回切りたいと思います。

○福島委員 福島です。

これまで委員の皆さんがあなたが発言して、主に事務局の皆さんに質問なさっているという構図ですが、ちょっとイレギュラーですが、5、6人さかのぼって、清原さんの発言の意図を確認したいのです。

というのは、その後の委員のさんはその清原さんの発言に触れておられませんが、指點字の通訳を通して聞いてるので、正確に意図が理解できていないかもしれない、認識共有のために。

私の理解では、清原さんは、まず、今日の議論を踏まえての基本計画の一定の再検討もあり得るとおっしゃった武川統括官の発言を重いものだと受けとめた上で、しかしながら、25年度から29年度の中期的な計画をこの基本計画では決めていたわけなのであって、そして25年度も7月になっているわけで、余り細かいことにこの時点でこだわっていることはいかがなものか、大きな方向性を決めていただければ、ディテールについてはその後やりながら改善・改良、運用面で柔軟対応していくといったことを含めて、あるいは今年度の前半ぐらいでとにかく決めていけばいいのではないかというニュアンスでおっしゃったように私は受けとめていたのです。

もしそうだとすれば、ほかの委員とは随分ニュアンスが違っていて、私が一番疑問に思ったのは、25年度からの計画であって、実際、今、25年の7月であることは事実なのですが、この政策委員会の開催決定権が私たちにはない。さらに、基本計画の策定主体も私たちではないとすれば、25年度に入っているのだから、そんな悠長なことでディテールの話をしていても仕方がないでしょうみたいなニュアンスのことを私たち委員が決して言って

はいけないのではないかと私は思うのです。

清原委員の御発言の意図を明確にした上で、何をおっしゃろうとしたのか、もう一度御説明いただきたいのです。

以上です。

○石川委員長 では、清原委員、先によろしいですか。

○清原委員 福島さん、御質問ありがとうございます。

私も流れの中で不適切な場所で発言をさせていただいて申しわけなかったのですが、私は皆様と同じ立場にいる1人の委員として、全体として、政策委員会の委員の多くがまとめた内容について反映した今回のものがお出されたとき、多くの委員が十分反映していないとおっしゃったことに対して、方針としては、政策統括官としては最大限反映した原案をこの場で提起されたというふうに立場としては認識されていたにもかかわらず、私たちの御意見を反映して、できる限りもう少し時間をかけようと言われたのは、私は、お立場から見て大変重い判断をこの場でされたと思っています。

留保としては、どこまで政策統括官が権限をお持ちかわかりませんが、政府内でそのように話し合いを持っていきたいとおっしゃったわけです。そうであるならば、今後、話し合いをされて、どのような方向になるかというとき、私たちは常に建設的でありたいと思いました。修文として文章を提案できる方もいらっしゃると思いますが、この場で意見を言うことによって反映を求める立場の方もいらっしゃると思います。でも、大方の総意として、この政策委員会としてはしっかりと責任をとりたいということに対して、武川政策統括官が受けたいただいたということは、私は大切なことだと思っています。

そうは言いながら、私も実はこういう経験がございます。ある年度を初年度としている基本計画でしたけれども、市民の皆様や議会の皆様の御意見を反映するために、その年度の最終の3月に計画を確定したという経験を持っています。ですから、反映度を上げようと思えば、期限を延ばすことはできると思うのですが、これは法律にのつとった計画でございますので、計画年度が平成25年度からあるということを私たちとしてはいま一度確認しなければならない。

ただ、なぜこの場まで延びたかと拝察すると、一方で望ましいことですが、多くの障害者に関する法律が国会によって提案され、審議され、策定されました。したがって、その動きを見なければ計画はつくれなかつたという事務局の都合もあるというふうにも拝察したわけです。

そうであるならば、望ましい障害者差別解消法であるとか、改正障害者雇用促進法であるとか、障害者優先調達推進法であるとか、それを反映した計画にする必要もありますので、遅れたことを責めることも難しいかなという私なりの思いもありました。

したがって、私としては、皆様と思いは同じで、丁寧に議論をしたいと思いつつ、一方で、やはり時限つきのこともありますので、この場の発言について、できれば全体で方向性を共有できる御意見を皆様が意識していただく。あと、具体のことについて、関連の各

府省、内閣府、厚生労働省、文部科学省等とも御検討をいただけるのではないか。計画に細かい私たちの意見を言うことによって大筋をまとめられたらこのような姿になったのではないかとも思っています。細かいと言ったら大変失礼ですが、当事者、あるいは関係者の方が率直に意見を言っていただくのも大事なのですけれども、一方で、自治体の立場で、今、調査をしながら、来年度、法定の計画をつくるなければいけない立場があつたので、ちょっと気がせいたことをおわびします。この政策委員会の総意としてもう少し丁寧に時間をかけてやる方向が出されているわけですから、その一員としては、私としても歩みを御一緒にしていきたいと思っています。

最後に申し上げます。自治体は具体的な計画の実施の担い手でもあります。その場合、自治体は、障害者団体の皆様と障害当事者の皆様との信頼関係がなければ担い手としての責務を果たすことができません。ささやかな経験ですが、三鷹市長として、障害当事者の方、障害者団体の皆様と地域自立支援協議会などを通じて、できる限り、可能な限り、法律、あるいは制度にのっとった取り組みをさせていただいている立場から、計画等についてもしかるべき時期にまとめていただいたらありがたい、そんな心情を吐露したわけでございます。

繰り返しになりますが、自治体の立場、また全国市長会の立場としては、皆様と歩みをともにしていきたいということは御信頼いただければと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございました。

○福島委員 福島です。

一言だけ。

清原さんは三鷹市でしたか。三鷹市のこういった基本計画のときに、その年度の7月になつてから議論なさるのですか。

○石川委員長 ちょっと済みません。議長として。

今、清原委員の発言をめぐって、それは違うのではないかという福島委員の御指摘がありました。お二人の間で、あるいはほかの委員との間で一定の違いがあることは理解しました。が、それはそれでそういうことなのだというふうにしていただけませんか。違いがあるということでおいではありませんか。この件はこれ以上進めたくありません。それよりも、出てきている議論は、基本的な方向性についての違いにかかる指摘が多かったように思います。細部にわたる修文の問題というよりは、基本的な考え方や方向性について指摘が多かったので、調整の困難に直面しているということだと思います。

「2. 保健・医療」に関して言いますと、とりわけ精神保健福祉に関して上野委員や大谷委員、あるいは関口委員等から御指摘があったので、厚生労働省からお答えいただきたいと思います。

○厚労省（阿萬） 再び、厚生労働省の阿萬でございます。

精神医療の関係につきましては、先ほども委員のどなたかが言及されたと思いますが、

先日、精神保健福祉法の改正案が国会で議決・成立をしております。その中で、来年4月に向けて、その精神保健福祉法の枠内で精神医療のあり方についての基本指針などについて作成をすることと、それについても社会保障審議会障害者部会の下で、正確に言うと、障害保健福祉部長の私的な検討会ということでございますが、検討会をつくりそこで具体的な検討を今後予定しているところでございます。

さらに、審査会についてのお話も出ました。構成員の見直しにつきましては、法律上の措置でございますが、マニュアルの改正ですとか、そのようなものにつきましても、今後、専門家を交えた検討をやっていくことになると思っております。また、予算上の措置につきましても、この前、法律が通ったばかりということもありますので、今の段階で申し上げる内容はございませんが、どのような形になるかというのはまた検討していくということだとは考えております。

あと、医療観察法についての御指摘がございました。我々といたしましては、前回の計画にも同様に医療観察法についての記述があったということで、そのまま議案の中に入っていると認識しております。その点も含めまして、先ほどから何回も繰り返し恐縮でございますが、具体的な今後の修文につきましては、内閣府さんのほうの仕切りの中で、我々のほうとしても必要な検討、協力はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○石川委員長 関口委員、どうぞ。

○関口委員 全国「精神病」者集団の関口です。

上野さんも言っていた社会的入院、あるいは拷問等禁止条約委員会から日本政府に対して行った最終見解の中でも、収容されている人数を減らせと言っているのです。この勧告は、拷問等禁止条約の委員会から出されているもので、拷問等禁止条約は1999年に日本政府が批准しているわけで、なおかつ、日本は人権理事会の理事国です。この拷問等禁止条約からの直接の要請である患者数を減らしたほうがいいのではないかということに関して、何も書かれていません。社会的入院についても。つまり、政策委員会は盛り込むべき事項としてベッド数の削減というのを入れたはずなのに、基本計画の中で何も触れられていない。今おっしゃった厚生労働省の説明でも、その点については触れられていない。到底納得できない。

というのは、条約委員会からの勧告というのは、政府丸ごとですから、つまり、司法・立法・行政全てを縛るものですから、そんな軽々しいものではないんですね。行政だけをいじめているわけではなくて、立法不作為まで問うですから、丸ごと叱られているわけです。確かに、行くのは外務官僚で、省庁、行政が行くのですけれども、叱られるのは日本政府丸ごとですから、司法も叱られるということになります。その重たい勧告・要請を受けた上で、政策委員会の単なる見解というものを超えて、国際的に言われていることについて厚生労働省はどう対応するつもりなのか、それを示していただきたい。

○石川委員長 ありがとうございました。

病床数の削減ということと実質的に同等の意味を持つような書きぶりで基本計画に入れるといったようなことも可能かとは思うのですが、阿萬室長、いかがでしょうか。

○厚労省（阿萬） 厚生労働省の阿萬でございます。

今、御指摘いただいているところがありますが、何回も繰り返しになって恐縮ですけれども、私自身、一つ一つの個別の項目にコメントをしているわけではございません。基本的に、文章の修正につきましては、今後いただいている意見につきまして個別にまた検討することになるという前提でお話をさせていただいております。その中で、拷問等禁止条約の委員会から出された勧告の内容等につきましても、当然、我々としてもその内容については、実際、その場に我々厚生労働省の担当者は行っておりませんので、具体的に全て全部知っているかどうかというの là ありますが、内容についてはちゃんと我々のほうにも連絡を受けております。その中で、今後、そういうものを含めながら、精神科医療のあり方をどのようにするかというのを検討していくことだとは考えております。我々厚生労働省としてもそれは検討していくことになると思いますし、それをまた障害者基本計画の中にどのように書き込むかというの là は、また今後の調整だという認識であります。

以上です。

○石川委員長 1回息を入れませんか。休憩の前に、今、おっしゃりたいですか。

では、後藤委員、伊藤委員のお2人だけ。

○後藤委員 日本福祉大学の後藤です。

清原さんよりもっとお叱りを受けるかもしれません、私は、自治体のような年度内の作業を背負っている者ではないのですが、一方で、この計画はまとめてつくらねばならないということがあります、各省庁にも、「聴くとは何か」という法の解釈もあるかと思います。ここで文言まで全部詰めるのか、どういうまとめ方をするかという方針を共有しておいたほうがよいと思います。

政府は政府としてされることですので、この委員会は政府が閣議決定することまで全部責任を負うのではなく、意見は委員会の責任ですが、一方、政府の側の事情もあるところで、どこかで折り合わなければならないと思います。

この場ではなるべく意見を入れると政府の側はお答えくださっていますが、結局、内部の事情もあろうと思いますから、あと2回開こうが、3回開こうが、できないものはできない。最後は意見を聴く、聴いたけれども、政府として判断するということだと思います。ですから、全部入れるというのではないのではないかと思います。委員は意見は言う、しかし、最後にまとめるのは政府ではないかと思います。

この場で全部合意するまでやるか、そうでないなら、一定のところを押さえてまとめることも必要と思います。怒られるかもしれません、どういうまとめ方、時間の使い方をするか、個々の議論をする前に、先に大筋で共有しておいたほうがいいと思います。

私の意見は、やはりまとめなければならぬと思います。

○伊藤委員　日本難病団体の伊藤です。

先ほど清原委員は大変優しい方ですから、武川統括官の立場をおもんぱかっていろいろ言わされたのかなというところがあるのですが、だとしたら、ちょっと聞きたいことがあるなと思ったのです。

これは厚生労働省のほうでお答えいただく話だと思いますが、先ほど言ったのと同じ、15ページに「難病に関する施策の推進」がある。これはこれで大変いいのです。だけれども、肝心の、その一番最初のところに基本的な考え方というところで、予防治療が可能である障害の原因となる疾病等についてということが原則だとしたら、原因もわからず、治りもしないし、予防もできないという難病というのは、この中でどういう位置づけになるのかということは、大きな問題だと思うのです。そのことを、なぜこういう書き方になったのか、このままでいくのかということぐらいは聞きたいと思うのです。

私も委員の一人としてことしの1月にまとめました難病対策の提言の中では、難病というのは、その原因が遺伝子レベルの変異であるものも少なくない。したがって、日本人の誰もがその疾病を発症する可能性があるのだと定義したわけです。今までのように、遺伝子の問題を避けて通るのではなくて、明らかに、その多くの場合は遺伝子レベルの変異に原因があるとしているわけです。そういう考え方からいっても、国民の誰もが発病する、発症するかもしれないと言っているときに、予防・治療が可能である疾病という枠組みの中にこの難病を入れるということは大きな矛盾があると僕は思いますので、なぜこういう表現になったのかはお聞きしたい。その上で、これは改めるか、あるいは改めないのであれば、私たち難病の団体としては、この文言そのものを含んだこの基本計画には全く納得できないということだと思います。

ということで、今ここでそのお返事をいただくということではないのでしょうかけれども、そのぐらいこれは我々としては非常に大きな部分だと思っております。聞き置くだけでは済まされないだろうと思いますので、時間のない中であえて発言させていただきました。

○石川委員長　ありがとうございました。

本当は4までいこうと思ったのですが、ここで休憩を入れさせていただいて、4時再開ということにさせてください。

(休憩)

○石川委員長　現在、分野別の2まで一応議論したのですが、まだまだあります。今日最後まで行きたいのです。5時までには無理だと思いますので、15分か20分程度の延長を御理解いただきたいと思います。恐縮ですけれども、最後まで参加していただけない場合も含めて御理解いただきたいと思います。

3の教育、4の雇用と進めていきたいと思います。御意見は多々あろうと思いますけれども、重要度が高いであろうところから議論をして、ある程度のところで次へ進めていき

たいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、3の「教育、文化芸術活動・スポーツ等」につきまして御意見をいただきま  
す。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 日身連の阿部です。

3-(1)-5は、さまざまな分野の連携のもと、個別の教育支援計画の策定・活用を  
促すということで大事なことだと思います。ただし、この数値目標といいますか、36ペー  
ジの関連成果目標を見ますと、個別の教育支援計画作成率、24年度76.2%、それが29年度  
80%以上というのは、本当にわずかなパーセンテージの上積みしか示されていないので、  
これについては、例えばこれまでの個別の教育支援計画が不十分だったとか、そういうこ  
となのか、なぜこんなに大事なことで、現在も76.2%まで策定されているものが29年度に  
ようやく80%以上という成果目標になったのかについて、その辺の事情をお聞きしたいと  
思います。

○石川委員長 委員からの意見を引き続きお受けして、まとめて答えていただきたいと思  
います。ほか、いかがでしょうか。

大谷委員、尾上委員の順にお願いします。

○大谷委員 大谷です。

再三述べていますけれども、我々の意見が反映されていないだけではなく、ここは逆に  
言うと文科省の中教審の意見が張りつけられている。本当にコピーされていることに、ま  
ず驚きを持つ。例えば16ページの「インクルーシブ教育システムの構築」の○の2番目、  
これは本当に同文なのです。私、確認しましたけれども、一言一句文科省の意見がここに  
張りつけられ、なおかつ、我々の意見が全く無視されたことに関しては驚きを禁じ得ない。  
なぜここは、このように中教審の意見だけが生きてしまって我々の意見が無視されたのか  
ということに関しては、ぜひ説明をいただきたいところです。

加えて、いろいろな分野で複数の意見が出ることはあろうかと思います。文科省と内閣  
府が必ずしも同一意見ではなかったことがあろうかと思うのですけれども、そのときには  
せめてすり合わせをするというか、一致できる意見はどうだったのかということを努力す  
べきであると私は思いますけれども、努力の形跡もありません。

ということで、私は、このインクルーシブ教育システムの構築に関しては、ぜひ我々の  
意見を優先してもらいたいし、それができないのであるならば、なぜ文科省はそれができ  
ないかということについての説明責任を果たしていただきたいと思っております。

意見を具体的に述べたいと思うのですけれども、同じ場で共に学ぶことを追求するとい  
うことが4番目にやっと出てくるのですが、障害者基本法の教育条項は、共に学ぶことに  
配慮しつつということが今回初めて入った。改めてここに入ったということは、今回の基  
本計画からこの方向性にかじを取るのだということで、非常に重要な変更、改正だったに  
もかかわらず、そのことが4番目に初めて出てくることも納得できませんし、そのことを

メインにした我々の意見が全く無視されたことも納得できませんので、ぜひこの点に関しては再考していただきたいと思っています。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

尾上委員、お願いします。

○尾上委員 尾上です。

先ほど大谷委員が言われたものと基本的に同意見なのですが、特に就学先決定の部分は、再度、政策委員会の昨年12月の意見に沿った形で、もう少しそれを合わせをお願いをしたいということの上で、もう一つさらに具体的な修文ということで、先ほどの4つ目の○のところなのですけれども「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して」云々という形で、失礼な言い方をすれば、ちょっと取ってつけたような感じの同じ場で共に学ぶことを追求という感じに聞こえるのですね。

そうではなくて、17ページの高等教育における支援の推進でしたら、1番目の○に「障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう」合理的配慮を行うとはっきり書いているわけです。せめてこれと同じような書きぶりを初等中等教育のほうでもやってもらえないのかと思うわけです。実際、この第3次の基本計画というのは5年の期間ですから、差別解消法の施行の時期も含むわけですね。

これは参議院での国会の速記録を見たのですけれども、合理的配慮の義務づけの範囲ということで、学校はどうかという質問がありました。それに対して政府のほうから答えていただいているのが「今御指摘がございました公立の小中学校の設置、管理運営につきましては地方公共団体が行う事務事業に当たることから、特別支援学級や通常の学級といった場を問わず、障害のある児童生徒に対する合理的配慮の提供が義務付けられる」とはっきり答えていただいているのですね。

だとすれば、せめて同じ場で合理的配慮を得ながら共に学ぶことが原則である、これが差別解消法から言えるわけですね。単に理想として共に学ぶことを追求するというより、差別解消法でもお答えいただいているわけですから、実際に合理的配慮を得ながら共に学ぶことを原則としということを書いていただけないか。少なくとも高等教育のほうではそういう書かれているので、それに合わせた書きぶりに整理をしていただけないかということあります。

○石川委員長 ありがとうございます。

氏田委員、どうぞ。

○氏田委員 日本発達障害ネットワークの氏田です。

尾上委員と同じ意見なのですけれども、初等中等教育のところで、文科省の実態調査で6.5%という数字が出ています。つまり、通常学級の中での合理的配慮を行っていただくことで、発達障害かもしれないという子どもたちがそこで学べることになるので、ぜひ初等中等教育のほうにも合理的配慮の部分を書き込んでいただけたらと思います。

○石川委員長 ありがとうございました。

大谷委員、おっしゃりたいですか。

○大谷委員 もう一言、言い忘れた。

○石川委員長 どうぞ。

○大谷委員 成果目標のところです。数値目標で4点挙げられていますけれども、共に学ぶことの数値目標が全く入っていないのです。いわゆるインクルーシブ教育がどの程度推進されたのかに関しては、ぜひ数値目標を挙げてもらいたい。例えば障害のある子がどのくらい地域の普通学級に就学できているのかどうかということ、もしくは保護者の意向がどの程度尊重されたのかどうかということに関しては、数値を挙げることは可能だと思いますので、ぜひそれをこの数値目標の中に挙げてもらいたいと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

それでは、文科省の大山課長のほうからお願いします。

○文部科学省（大山） 文部科学省の大山でございます。大変貴重な御意見、ありがとうございます。

まず、文科省といたしましては、昨年秋のこの政策委員会の小委員会の場でも考え方につきまして御説明をさせていただいたところでございまして、大きな方向性といたしましては、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育をしっかりと推進していくということでございます。

基本的な大きな考え方といたしましては、昨年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会の報告にのっとってということで必要な対応をとっているところでございますが、当然ながら、前提として障害者基本法の第16条に教育についての条文がございまして、この中で、障害者が十分な教育が受けられるようにするために、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、施策を講じなければならないともなっておりますし、この目的を達成するためということで、16条2項におきましても「障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」といった記述もございますので、これらを踏まえまして取り組んでいくということで考えております。

また、差別解消法が今般成立いたしましたので、その考え方を踏まえてということも法律でございますのでもちろんのこととござりますし、実際、具体的にこういった事柄を実現していくために、25年度の予算の中でも、インクルーシブ教育システムの構築に向けてということで、予算を大幅拡充して取り組んでいるところでございます。

いただいた細かな点を含めて、この場でお答えするのがなかなか難しいところもあると思っておりますので、先ほど厚生労働省さんのほうもおっしゃっておられましたけれども、一旦お聴きをさせていただきましたので、また個別具体的のところは検討させていただきまして、内閣府さんの仕切りの中で調整をさせていただければと考えております。

○石川委員長 ありがとうございました。

中教審の報告の書きぶりを尊重していただいているが、中教審と政策委員会で考え方の違いは基本的ではないと思いますので、大谷委員や尾上委員がおっしゃったような表現についても、ぜひ御検討いただきたいと思います。

関口委員。

○関口委員 今さら言うまでもないことですが、障害者基本法の目的条項が第1条にあって、結構長いので読みませんけれども、その後で12条のところに「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない」と書いてありますね。目的条項は非常によくできていると思うのですけれども、実際的にこの目的を達成するための法制もしくは財政上の措置を講じなければいけないわけですが、法制的にどう変わったのかとか、あるいは財政的にどう変わるのかとか、その辺のところが読めてこないので、そこのところをお願いします。

○石川委員長 では、これについてお答えいただけますか。

○関口委員 障害者基本法第12条と第1条について述べただけですけれども、基本法の第1条に目的条項が書いてあって、長いので読みませんでしたけれども、その目的を達成するために必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならないというのが、障害者基本法第12条に書いてあるわけです。これに沿って厚生労働省なり文科省なりの施策が行われているのかどうか、とりわけ財政上の措置がどうなっているのかということ。

○石川委員長 内閣府から言っていただけますか。

○武川統括官 それは基本法の話で、ほかの基本法でもそういう措置の規定が多く書いてありますけれども、その基本法を受けて、各省庁の個別法でそれぞれ雇用分野なりに対応していると思いますので、今日の議論とは直接関係ないのではないかと思います。

○石川委員長 まだ教育についてはあろうかと思いますけれども、一言一句変わらないということでもないかと思いますので、ぜひ大山課長、御検討をいただきたいと思います。ほとんど同じことを言っていても、受けとめる側として皆さん心配されているので、書き方を変えるだけで文科省に対する信頼感が随分高まると思いますので。中教審の報告はあるわけでそれはそれでいいわけですが、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。私も特特委のメンバーでしたので、かえって恐縮してしまうところがございますのでよろしくお願ひします。

次の4の「雇用・就業等」について御意見をいただきたいと思います。

中西委員、川崎委員、勝又委員の順にお願いします。

○中西委員 中西由起子です。

先ほどの保健・医療のリハビリのところで農業の話が急に出てきたので、そこで質問をしようかと思っていたのですが、ここにも出でます。21ページの4-(3)-5です。ここでも急に、農山漁村を医療・介護・福祉の場として活用するという話が出てきて、先ほどはリハビリのために、ここでは就労訓練及び雇用のために農場の開設、農園の整備とい

うのが出てくるのですね。これはその前のページ、4－（3）－3になりますが、短時間労働や在宅就労など障害者が多様な働き方を選択できる環境の整備、これは職種も入ると思うのですが、そういうものからかけ離れて、何か巨大なコロニーがつくられるようなことを考えてしまいます。これはあくまで一つの雇用の選択肢としてで、ここに急に農業と出てくること自体がおかしいのではないかと思いました。

○石川委員長 ありがとうございました。

では、川崎委員、お願いします。

○川崎委員 ありがとうございます。精神障害者の家族会の川崎です。

19ページの障害者雇用の促進のところについて意見をさせていただきます。

2つ目の○のところにありますが、今回、障害者雇用促進法の改正に基づきまして、精神障害者がこの法定雇用率に加算される。平成30年度からなのですけれども、そのことは文言としてぜひとも入れていただき、法定雇用率の達成についてのこのような法文を載せていただきたいと思うことが1つです。

それともう一つ、質問ですけれども、成果目標の37ページのところで下から5行目の地域障害者職業センター、こここの支援対象者数が、現状が14.8万人で、今回目標が14.7万人と数が減っているのですけれども、この辺のところを御説明いただきたいと思っております。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございました。

勝又委員、お願いします。

○勝又委員 ありがとうございます。勝又です。

私は雇用・就業等のところで、まず入っていないと気づくのは、私どもが意見として出した中で、先ほどの生活支援のほうでもご意見がありましたが、通勤支援と職場での生活支援についてです。これは当事者にとって差し迫った課題であることを踏まえて、福祉サービスとの連携を含めて早急に検討することという小委員会としての意見を出しております。これについて全く触れられていないことはどうしてなのか。ぜひ触れていただきたいと思います。

あと2つ、質問と意見ですけれども、こちらの就労継続支援B型事業所のことについて21ページのほうにございまして、工賃の向上というのは現行の基本計画でも述べられているところだと思いますけれども、後ろのほうの37ページに、現状は1万3,586円で、目標は「【P】」となっておりますが、これはどういうことかということについて伺いたいと思います。

これにつきましては、就労について検討をしているときに、就労継続支援B型には事業者によって工賃に非常に大きな開きがあると聞きました。そこで、小委員会では平均値でものが言えないという意見が出ておりました。それなのにここで平均値を持ってくること自体に私は疑問を呈するわけですけれども、いずれにしましても、このPということの意

味について伺いたいと思います。

最後でございますが、21ページの経済的自立の支援というところの下から2番目の○に、「国民年金の未納・未加入者の減少のための取組を進める」と書いてございまして、これに関連するかと思われるのですが、37ページの目標のところに、国民年金保険料の納付率について現状と目標ということでこういう形になっているわけなのですが、これは別に障害者にかかわらず、全ての国民年金の保険料の納付率の話かと思いますけれども、ここにこういう目標を持ってきたことと、障害者の基本計画の間の整合性について伺いたいと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございました。

竹下委員、お願ひします。

○竹下委員 竹下です。要望が1点と質問が1点です。

要望の1点は、(3)の障害特性に応じた就労支援及びの後です。多様な就業の機会の確保という中の○の3つ目、その中に「短時間労働や在宅就業など障害者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに」とあるわけです。この書きぶりと、その次に(5)の最初の○で「障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう」の後です。「雇用・就業の促進に関する施策との適切な組み合わせの下」とあるのです。この2つの中身がよくわからない。

私のほうは、昨年12月にまとめられた意見書の中で、障害者の場合には在宅就労あるいは自営業者が、社会参加、経済活動参加に積極的にその形式で参加している人が多いことを指摘して、その場合への支援というものの重要性を指摘しました。例えば雇用の場面では、職場介助者というものが、今度の差別解消法で言えば合理的配慮としてあるわけですが、在宅就業または自営業者に対してはそうした支援が全くなされていないというのは、きわめて片手落ちだと、あるいはよくないということを申し上げてきたわけで、そのための支援策というものを、この部分で明確にしていただきたいというのが要望の1点です。

もう一点は、勝又委員と全く同じです。なぜ経済的自立のところに年金、保険、とりわけ年金の未納者の問題が入ってくるのですか。これをここに持ってくるというのは、障害者に未納者、滞納者が多いからだということにつながってくると思うのです。それが事実ならばそのデータを出していただきたい。そうでないならこの文は削除していただきたいというのが要望ないしは質問です。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございました。

ここで、厚生労働省のほうからお答えいただきたいと思います。

○厚生労働省（山田） 厚生労働省の障害者雇用対策課長の山田です。

幾つかの分野に分かれていますので、農水省等から補足していただきたいのですけれども、最初に川崎さんの方から出た雇用促進法改正につきましては、この政策委員会にか

かわられている委員の皆様にも非常に御苦労をおかけして、何とか障害者雇用促進法改正がなったということで、そこに感謝申し上げたいとともに、この計画期間中に施行が来る差別禁止の部分については明確に書いているのですけれども、精神の義務化については、ちょうどこの期間から外れるということで明確にはしていませんでしたが、そこは書き込む方向で修文をいたします。

それから、37ページの成果目標の地域障害者職業センターで、現状の14.8万人から14.7万人、何で減ったのかということなのですが、実は前期の計画ですと、精神障害者、発達障害の人たちの支援対象者の中での比率は40%台前半だったのですが、恐らく今後50%近くまで、精神、発達の人たちが利用者としての割合を増すだろうということで、そういう方たちに対する支援は非常に時間がかかるということで、支援力自体は拡張しているつもりなのですけれども、実際、支援対象者の状況が変わってきているということで、あえて若干減という形でセットしております。

通勤支援の問題、勝又委員から言われた最初の質問についてですが、合理的配慮の提供について通勤支援を入れる入れないという問題については、うちの労働政策審議会のほうでも非常に議論がありましたし、たしか差別禁止部会でも両論併記の形になっていたと思います。ということで、それを排除しているわけではもちろんのですけれども、あえてそれを具体的に挙げるのは、閣議決定をする基本計画という性格からして厳しいと。

ということと、障害者雇用促進法における民間事業者に対する合理的配慮の提供というのは法的義務で、差別解消法よりもレベルが高いということも考えまして、今回は合理的配慮の提供についての言及はしていますが、そこについてはあえて入れていません。

竹下委員の最初の御質問については、幾つかの分野にまたがる話ですので、私どものほうだけでどうこうという話ができません。そこは内閣府とも相談をして検討する必要があるかなと思っています。

○石川委員長 ありがとうございました。

○厚生労働省 障害保健福祉部のほうからも2点ほど。

就労継続支援B型等の平均工賃月額ということでございますが、まず、そもそも平均値で見ることが正しいのかどうかという御指摘もございました。それについてはまた別途議論をさせていただければと思いますが、Pになっておりますのは単に数値が間に合っていないということですので、今、取りまとめ中でございます。それが1点でございます。

あと、年金の関係の御指摘がございました。1点おわび申し上げますが、年金の担当者が今ここにいないというのがありますので、この経緯につきまして、今、我々のほうで御説明できる人間がおりませんが、我々の省に戻って年金の担当のほうには今の御指摘を伝えたいと思います。

以上です。

○石川委員長 農水省のほう、お願いします。

○農水省（荻野） 農林水産省の荻野と申します。

先ほどの中西委員からの御発言で、4－（3）－5また前の保健・医療の2－（2）－6のところで、農業分野の記述が唐突ではないかという御指摘をいただいたところでございます。おっしゃるとおり、雇用やリハビリの場の選択肢の1つとして、農業分野としてどのような貢献ができるかという観点からの内容でございますので、内閣府の仕切りのもとで、政府全体で誤解や違和感のないように調整してまいりたいと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

時間の関係もあるので、雇用について花井委員からの御意見をいただいて、次へ行かせていただきたいと思います。

○花井委員 花井です。

この雇用・就業等という中に経済的自立の支援が入っていますが、非常に違和感があります。障害者政策委員会の意見の中では、年金等、経済的負担の軽減という中で1つの独立した項目になっていたのですが、先ほども意見がありましたように、自営業者に対する支援が少ない、あるいは一方で障害者の経済的自立が大変重要だなどが随分議論されてきたわけですが、そのことが雇用・就業の中に入っていることが、違和感が出てきている原因ではないかと思います。やはりそれは一つ独立させるということを考えて、もう少し丁寧な書きぶりをしてもいいのではないかと思います。

それから、国民年金の未納というのは非常に唐突感があって、このことは全体的な話であってここであえて書くことかという違和感があります。そこも調整していただければと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございました。

年金という項目が立っていないということ、あるいは所得保障ですね。これについては内閣府の仕切りですか。それとも厚労省にお聞きしたほうがよろしいか。

○内閣府（牧野） 内閣府の牧野です。

全体の枠組みというか、この項目の立て方として、雇用だとか就業だとか年金だとか、そういうものを全く切り離して記述するというのも、それはそれで筋がある意味立たないのではないかということもあります。そのため、大きな枠組みとして、この中に経済的自立の支援というのも入れているということですが、そこはまた本日の議論も踏まえて検討をさせていただければと思います。

○石川委員長 花井委員。

○花井委員 花井です。

経済的な負担の軽減という言葉が前回の委員会の意見に入っていましたが、それは雇用・就業の中だけではなく、もっと横断的な経済的な問題、自立的な問題があるので、むしろ単独でもっと範囲を広げて語ったほうが、より全体の現状とか今後の方針性を表すことになるのではないかと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。内閣府のほう、これも御検討をいただきたいと思います。

雇用・就業等で、5人いらっしゃる。5人の間で多少減らすことは可能ですか。難しいですか。御意見を余り出していらっしゃらない方を優先したいと思います。

では、佐藤委員、お願ひします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

12月の意見と比べて漏れている大事な点としては、多様な働き方についての検証、試行事業というのが全く入っていません。政策委員会では、その内容をどうするかという議論をしていたのですけれども、この検証、試行事業自体がなくなるというのは非常に驚きです。

それから、法定雇用率制度は継続しつつ、その対象の拡大について基本法第2条の定義を踏まえて検討する。このことも、もう課題意識がなくなってしまうような原案かなと思います。

先ほど通勤支援のことが、合理的配慮の枠の中で論じられているかのように聞こえたのですけれども、これは全然違いますね。合理的配慮の概念というのは、事業主がそれほどの負担なく工夫をする、配慮をすることによって平等に働くようにするために個別的なものであって、こういう支援制度にかかわるようなものを合理的配慮の概念の中で議論をして、落ち着きが悪いから入れなかつたということはあり得ないことではないかと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございました。

あと、阿部委員と浅倉委員はまだ一度だけしか御発言になっていないので、優先させていただこうと思います。

○阿部委員 日身連の阿部です。

障害者優先調達推進法についての4-(3)-4と、再掲の4-(4)-2はとても大事なことだと思います。この文言の中で「障害者就労施設等の提供する物品・サービスの」というのは大事なことだと思います。このように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。この「等」の中に障害がある人を雇用している企業も入っていって、そちらのほうばかりの優先調達にならないようにという配慮が必要なのではないかと思います。

その前に、この「等」は何なのですかと聞けばよかったです。その「等」というのは何なのでしょうか。

○石川委員長 浅倉委員、続けてお願ひします。

○浅倉委員 ありがとうございます。浅倉です。

私たちが議論をしたとき、労働と福祉が一体化していないことが最も問題であるという認識で意見書をつくったと思います。行政が縦割りになっていて、それに応じて制度の谷

間ができてしまい、利用がしにくい、あるいは利用から漏れてしまう。そこが一番問題だということで、その象徴的な問題が、自立支援法のもとでは経済活動に係る外出とか、通年の外出が対象外となっていて支援されない、一方、被用者の通勤とか自営業の通勤の支援がないという問題でした。これが一番問題であったと思います。例えば職業訓練を受けても自力で通勤できる人しか働くことができないことが問題だ、という意味だったと思います。

ですので、このことは、先ほど山田課長から御説明があったような合理的配慮の問題としてだけで指摘したわけではありません。通勤支援と職場での生活支援の問題や、さらに、自営業に従事するときの障害者への職場介助とか、移動支援の制度化などについても申し上げたわけです。しかも、これらは非常に難しい問題だということも理解しております。ですので、一挙に解決しろという形ではなく、ぜひその検討に着手してほしいという言い方を意見書ではしておりました。したがって、ぜひともこれを問題として認識するという書き方で結構なので、指摘していただければと思いました。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

山田課長、お願いします。

○厚労省（山田） 厚生労働省の山田です。

多様な働き方のいわゆる賃金補填に絡む試行事業については、前回の小委員会でも申し上げましたけれども、一般就労への移行の阻害という副作用をどうしたらいいのかということについて何ら回答をいただいている。理論的整理がなされないまま試行事業をするということはあり得ないと思います。ここは強く、私のほうから言わせていただきたいと思います。

あと法定雇用率制度についても、この10年の障害者雇用の大きな拡大を支えているのは法定雇用率制度であって、そのこと自体が障害者雇用は拡大していないということを言われる方もおられますけれども、それは事実としてあります。その上で、なぜ法定雇用率制度自体についてそれほど否定されるのかということについては、私もこのポストに座って、今、4年目になりますけれども、政策委員会においても障害者制度改革推進会議においても、そういう話についてはつまびらかにしていただけていません。

通勤支援については、私はあくまでも合理的配慮の概念と絡むということで言ったまでで、合理的配慮の概念の中だけで処理できる問題とは当然思っていません。

最後の労働と福祉の一体化の問題については、私は一体化すること自体が正しいかどうかということに疑問を持っています。労働と福祉が連携しなければいけないというのは実際に事実であって、それぞれ労働が福祉の要素をはらみ、福祉が就労の要素をはらみ、お互いが連携していくことが結果的に労働と福祉の間をつないでいくというものなので、具体的に労働と福祉の連携というのは、個々の事業において、労働と福祉の連携というのを今回の計画でもあちこちにちりばめていますけれども、実際はそういう形で進んでいく

ものだと思っていますので、一体化について何ら書いていないというのは私としては心外です。

○石川委員長 ありがとうございました。

○厚労省（阿萬） 労働と連携しているほうの福祉の側の話で少し申し上げますが、まず、阿部委員のほうから、対象となる障害者就労施設等の内容について御質問をいただいております。先ほど阿部委員御自身から御指摘がございましたように、特例子会社ですとか、そういう企業だけではなくて、障害者総合支援法に基づく事業所ですとか施設等、就労移行支援事業ですとか継続支援事業のA型、B型、生活介護事業所、障害者支援施設、あとは地域活動支援センター、その他のところも入っておりますので、そういうところも含めた形で法律の対象となっているところであります。

あと移動支援の関係も、今、御指摘がございました。福祉の観点で申し上げますと、まず、障害者総合支援法の3年後の見直しの中で移動支援のあり方につきましても検討するということは、法律上明記されているところでございます。今、地域生活支援事業の中の移動支援ということで対象になっておりますが、その中でどのようにしていくかということは、検討課題としてなり得るものと思っております。ただ、そこにつきましては昨年も申し上げた記憶がございますけれども、例えば通勤の支援につきまして、結局誰がどこまでその責任を有するのか、また、どの分野の施策でどのような対応を行うべきであるかという点は議論する必要があると思っておりまして、仮に福祉サービスで行おうとした場合に、非常に多額の財源及び人材が必要になるということで、我々としましては国民の理解を得ながら慎重に検討する必要があると思っておりますので、付言をさせていただきます。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございました。建設的な対話という感じになってきたと思います。

それで、まだまだおっしゃりたいことは、皆さんそれぞれの立場で山ほどあると思いますが、次へ行かせてください。5の生活環境。区切る時間がないのでこのまま押し切らせていただきたいのです。

東室長から助言がございました。一個一個やっていると多分終わらないだろうという点なので、全部まとめてやってはどうかということです。粒度が全然違ってきてしまって申しわけありませんが、そうさせていただいてもよろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤委員 各論の部分とともに、データの収集だとか推進体制のところも非常に重要だろうと思うのです。それらの時間はどうなるのでしょうか。

○石川委員長 全部やろうという考えは、依然として抱いております。

全部まとめろという意見があったので、5、6、7、8、9の各論及び総論、推進体制、全てまとめてやりましょうか。

では、挙手をお願いします。

まず、佐藤委員から推進体制について御発言いただけますか。

○佐藤委員 ありがとうございます。

政策委員会の意見では、進捗状況の評価というか、そのデータの収集、分析というのはすごく強調されていて、各分野ごとのところでも、この分野についてはこんなデータが必要だということを言ってきたと思うのですね。それが今回出された原案の推進体制のところでは1、2行で非常に簡単にしか書かれていませんということで、政策委員会としては、これで本当に計画の実施状況を監視するという役割が果たせるのだろうかと思います。例えば具体的に5年後に総括をするときに、障害者のスポーツ活動への参加がどのくらい変化したのだろうかということをどういうふうに評価できるのでしょうか。障害のない市民と比べてどのくらい差が縮まったのかということを、どうやってこの計画の中で評価できるのか。障害種別、男女別、地域別にその辺がどうなったのかということができなければ監視してモニターしたことにならなくて、また同じようなものを次の5年間で計画をすることになるのではないか。その辺をもっときちんと書き込むような書き方にしてほしいなというのが1つです。

関連で、先ほど伊藤委員が難病のことに関して非常に重要な発言をされたのですけれども、その意図が余り皆さんに伝わっていないように思うので、ちょっと解説をさせてもらってもいいでしょうか。それは違う話ですか。やめたほうがいい。

○石川委員長 伝わっていると思います。

○佐藤委員 1月31日の難病対策委員会の提言書の「おわりに」というところを、ぜひ読み返していただければと思います。

○石川委員長 ほかの委員の御意見を伺いたいと思います。

門川委員、お願いします。

○門川委員 ありがとうございます。盲ろう者協会の門川です。

全体にまたがることについて発言をさせていただきたいと思います。この基本計画そのものについてなのですが、12月の時点でこの政策委員会がまとめた意見書を出してから約7カ月間、我々にとっては空白の時間となってしまっていまして、この空白の時間の間に内閣府さんを初め皆さんには、その原案づくりに一生懸命になってくださっていたかと思います。この間、総合支援法が施行されたり差別解消法が成立したり、いろいろあった関係もあって大分変わってきたのだと思いますが、今回この原案を見て12月のときとは全然印象が違うなと思ったので、ここで言いたいのは、障害者権利条約のスローガンがありますね。我々抜きで我々のことを決めないで、あれを思い返していただきたいと思います。

私たち、苦労をしながらこの会議に臨んできているわけで、今まで今日を入れたら6回の全体会を開いてきているわけですから、コストパフォーマンスを重視するのであれば、今まで決めたことはぜひ守っていただきたいなと思うのです。もしくは、この空白の時間に変更があったりしたのであれば、そのことの進捗報告を出してほしかったなと思います。

それで、一つぜひ皆さんとは違った立場で意見させていただきたいのは、盲ろう者の立

場からということになるのですけれども、「盲ろう者」についてはいまだに社会的認知度がとても低いというか、ほとんどないに等しいということで、その大きな理由は、行政の出す文書の中に「盲ろう者」に関することや、「盲ろう者」といった文言が入っていないからだと思うのですね。「盲ろう者」というのはたった4文字ですから、この原案にぜひ入れてほしいと思います。

具体的に申し上げますと、情報とコミュニケーションの中に聴覚障害者や視覚障害者という文言は出でますが、「盲ろう者」というのは出でません。「盲ろう者」は、聴覚障害者でもありませんし、視覚障害者でもありません。「盲ろう者」とは、独自の障害者であるのだということをぜひ認知してほしいなと思います。さらに言うなら、この基本計画全体で言うと、ほかに難病であったり高次脳機能障害であったり知的障害などと言った障害名が出てきますが、「盲ろう者」というのは出でこないのです。この「盲ろう」というのを、ぜひ入れていただきたいということをお願いいたします。

ありがとうございました。

○石川委員長 ありがとうございました。

ほかの委員の御意見も伺いたいと思います。新谷委員。

○新谷委員 新谷です。

まず、別表のほうからいきますけれども、数値表の38ページの字幕放送で、NHK総合の70.何%を100%に上げていくという数値目標は結構なのですけれども、議論としては、字幕がつけられない番組は対象番組の横に置いて、字幕がつけられる番組だけの100%とか70%かという議論がずっと続いている。それはもう10年以上かかっている議論だと思うのですけれども、今回字幕がつけられない番組の扱いについてどういう判断をされたのかというのが1点目です。

2点目、前回の12月の最終的な意見まとめで議論があったと思うのですけれども、電話リレーサービスについて最終的に事業化検討をするというのが、計画に盛るべき〇印に挙がったと思うのですけれども、今回電話リレーサービスは全然入っていない。

それから、私たちは携帯電話の音声認識について、ソフト関係のいろいろなお話をさせていただいたのですけれども、25ページ、日本銀行券について携帯で識別できるようにソフトを使うと。こういう非常に具体的な話が載っているのですけれども、音声認識を携帯に使うというのは、私はもっともっと汎用性の高いソフトだと思っておるのですが、そういうところが今回入っていないというのが2点目。

3点目は、簡単に言葉だけの問題なのですけれども、門川さんがおっしゃった、盲ろう者の言葉が入っていないことと比べると非常にたじたじとしてしまうのですが、手話通訳等というところに、国家計画の中に一度ぐらい要約筆記も入れてほしいのです。今までずっと計画には載っていない。だから、等というくくり方もいいのですけれども、1カ所ぐらいは要約筆記という言葉を国家計画の中に入れていただきたい。3つ目のお願いです。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございました。

石野委員、お願ひします。

○石野委員 石野です。

門川さんあるいは新谷さんの御発言とダブルの形になりますので、そこは割愛しますが、政策委員会が今まで議論をしてきたものがここに入っておらず、また、逆に議論のないものが載っているということに非常に大きな矛盾を感じます。

具体的に申し上げますと、情報提供施設の話ですが、政策委員会では情報提供施設をどう評価するかという議論が全く出ていなかった。私としては情報提供施設協議会にもかかわっておりますが、現在、情報提供施設は全国的に増えております。字幕制作、ビデオ貸し出し等々の事業をしておりますが、それをどう評価するかというのを、今、議論しております。ですから、政策委員会のときにはあえて触れませんでした。なのに、なぜここに成果目標として載っているのか。意図がつかめないというのが正直なところです。

また、数値目標が載っておりますが、全国各県全部に立ち上げるということが載っています。県だけではなく、政令都市も含みますが、今までの政策委員会に議論がなかったことをなぜここへ載せるのか。非常に違和感がある。

逆に、議論をしたにもかかわらず載っていないものがある。例えば先ほども門川さん、また、新谷さんもおっしゃいましたけれども、コミュニケーション支援事業は、今、意思疎通支援事業という文言に変わっております。意思疎通支援というのは、手話通訳だけではなく、要約筆記も含め、また、点字も含む幅広い考え方がありますが、例えば手話通訳養成は、全国的に実施しているのはわずか30%にすぎない。また、手話通訳の設置におきましても30%。非常に低い数値になっている。その数値目標を載せずに情報提供施設の目標を載せた意図がつかめないということです。

○石川委員長 ありがとうございました。

竹下委員、お願ひします。

○竹下委員 竹下です。

これは、非常に大きな疑問です。この障害者基本計画がお題目になっているのではないかという非常に本質的な質問です。といいますのは、6の（4）に「行政情報のバリアフリー化」とありますて、その中にこう書いています。全ての国民でしょうけれども、障害者の使いやすさを考えて電子化すると。その次の3番目の○のところに「政見放送への」云々とあって、音声化も含めて書いてある。そして、8番目の行政サービスの（2）の選挙のところと同じことが書いてある。

ところが、きのう終わった参議院選挙で総務省がやったのは何ですか。私たちは要望書も出しましたけれども、総務省が出している今回の参議院選挙の立候補者や政党名の電子情報が、視覚障害者がアクセスできないものになっている。それは要望書を出させていただきました。しかし、少しは配慮していただいたようですが、結果的には視覚障害者が音声で読み上げられないままで選挙が終わってしまいました。これで国は本当に障害

者基本計画というものを議論することを真剣な位置づけとしているのかということを、強い怒りを持って質問させていただきます。

以上です。

○石川委員長 それでは、大分御意見が多くなったので、一旦ここで答えていただきたいと思います。総務省のほうからお願ひできますでしょうか。

○総務省（梶田） 総務省地上放送課の梶田と申します。

新谷委員から質問がありました、38ページの字幕の目標の関係です。字幕を付けられない番組についてどういう判断をしたのか、今までに議論が10年以上されているはずだということについてですが、これについては少しずつ目標の見直しを行っております。最初に平成9年に字幕の目標を策定したときは、生番組については技術的に対応が難しいということで普及目標の対象から除外していたのですが、次に、今の計画を平成19年に策定したときには、生番組を無条件で対象から除くのではなく、複数の人が同時に会話をするとか、技術的にまだ字幕を付けることが難しいものを除いて生番組も対象に含めるようにして、対象が広がっています。

それから、平成24年10月に今の指針の見直しを行い、解説放送についても、今まで権利処理上の理由等によって解説を付すことができない放送番組を普及目標の対象外として除いていたのですが、今回の見直しでは対象外とする番組についてもっと具体的に掲げるようになります。このように、現状の取組を踏まえながら目標のほうも見直しを行っておりますので、御理解をいただければと思います。

○石川委員長 ありがとうございました。

関連で、電話リレーのほう。

○総務省（佐藤） 総務省情報通信利用促進課の佐藤と申します。よろしくお願ひします。

先ほど御指摘のあった電話リレーサービスについてですが、こちらについては基本計画案25ページ（2）3つ目の〇の6－（2）－3において、御指摘のとおり、電話リレーサービスと直接的な例示として明記はしていませんが、1行目の「（例えばテレビや電話等）」ということで電話リレーサービスといったものも念頭に置いた形で記載されています。

あと音声認識ですが、24ページの（1）の一番最初の〇で「障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進する」という中に含める形で記載されています。

○石川委員長 ありがとうございます。

あと竹下委員からありました、参議院選挙の情報ページの件についてはいかがでしょうか。

○総務省（炭田） 総務省大臣官房企画課の炭田と申します。

昨日の選挙において、視覚障害者の方への対応ができていなかったという厳しい御指摘をいただきました。まさに昨日のことでありまして、業務の都合上、選挙の担当部局の者が本日こちらに来られておりませんので、担当部局に私からしっかりと申し伝え、督励し

ておきたいと思います。

○石川委員長 それでは、厚労省のほう、情報提供施設であるとか、いかがでしょうか。

○厚労省（阿萬） 厚生労働省の阿萬でございます。

今、コメントできる内容がございませんもので、確認をさせていただければと思います。

○石川委員長 石野委員がおっしゃった情報提供施設についての質問を確認したいのですが、私もいま一つ理解できなかつたのです。

○石野委員 石野です。

今まで政策委員会で議論を全くしてこなかつたことについて載っているので、疑問だつたわけです。議論のなかつたものが載っているということで違和感がありました。こちらを厚生労働省がなぜ入れたのか、政策委員会の意見を尊重していないと思ったわけです。

○厚労省（阿萬） 厚生労働省の阿萬でございます。

まず、我々といたしましては、政策委員会の意見を尊重していないということではございません。前の計画の内容ですとか、いろいろなものを踏まえた上でそういう形になつてゐるとしております。先ほどから何回も何回も申し上げて恐縮でございますが、それについて入れるべきでない、落とすべきであるという御意見もあろうかと思ひますし、それについては、また内閣府さんの仕切りのもとでしかるべき調整をさせていただく格好になつてくると思ひます。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございました。

それでは、後藤委員、お願ひします。

○後藤委員 日本福祉大学の後藤でございます。

私は少し違う感覚で、委員会が気づかなくて至らなかつたことまで政府で大分入れていただいていて、むしろやられたというか、すごく書いていただいているところもあります。例えば5－（1）－1の「福祉部局と住宅部局が連携」は、分野の違つたところも連携しようと自主的に書いていただいていて、これは結構と思ひます。

2点あります。6ページの当事者の意見の尊重ですが、審議会に障害当事者が入れるようにという件です。障害や福祉施策に関しては、この委員会のように進んでいますが、一般の審議会にも入ることが大事と申し上げて、意見にそう記載していただきました。今回入っていないのがすごくもつたいない。ここは前半の理念、通則のところで、当事者参加という権利条約の精神を受けたものです。基本法にないから書かないということかも知れませんが、差別解消法や雇用促進法など、基本法のあとで起きた変化で含めているものもあります。当事者に聞くのは障害分野だけでよいのか。社会モデルに象徴されるように、問題が広がっているときに障害者が参加することは、障害者のためだけでなく社会をよくする意味もある。これは男女共同参画の問題と同じと申したつもりです。

例えば浦安に大きなアミューズメントのパークがありますが、車椅子ではトムソーや島の頂上の直前までしか行けないことが分かり、3カ月そこを閉鎖してやり直しました。あ

るいはこの辺を走る、昔、国営だった鉄道の券売機をタッチパネル式にしたときに視覚障害の方が使えなくて、全部やり直してテンキーをつけました。「障害分野だから障害者にも聴く」では抜けることが現に起きた。最初から入っていればいいわけです。「当事者だから福祉の分野だけ」ではないと思います。ただ、政府の側でも事情があったのでしょうかから、どういう議論があったのかを教えていただければと思います。

もう一個、各論ですが、情報のバリアフリーで、先ほど来も選挙のことで出ていましたが、24ページあたりの6－（1）－2や6－（2）－4で、ウェブがこれだけ発達して、視覚障害の方々はウェブで情報を得ることがすごくふえていますが、電子化するという対応だけで終わっている。例えば6－（2）－4の電子出版というところも、アクセシビリティに配慮した電子出版とする、6－（1）－2の政府が調達する「情報通信機器等」が、ウェブ、サービス、システムも含めるという理解でよろしいか。せっかくいいところまで来ていて、この辺も入れていただければと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

予定の時間を過ぎておりまして、お帰りの予定のある方もいらっしゃると思いますので、御意見がおありの方は挙手をお願いします。

では、北野委員、お願いします。

○北野委員 今日はおとなしくしておりましたけれども、皆さんにはいろいろ御意見を言われて、私のほうは、今、整理をしましたので、我慢をして2つだけ言わせていただきます。

1つは28ページのところなのですけれども、ぶち上げて申しますと、28ページのいわゆる（5）の障害を理由とする差別の解消・権利擁護の推進というのを、安全・安心という項目の中に一項目として入れてしまっていいのかどうか。やはり明確に障害を理由とする差別の解消と権利擁護の推進は、大きな大項目として起こされるべき本当に大事な問題ですので、ここは安心・安全の一つではないということで明確に出していただけたらと思っています。

その中身なのですけれども、29ページの7－（5）－5です。ここは非常に議論のあるところなのでしょうけれども「障害者本人の自己決定の尊重と本人の保護の調和に留意しつつ、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める」という表現で書いてもらっていますが、障害者の権利条約であるとか、あるいは障害者基本法の基本的な理念というのは、そのサービスの客体であるとか、保護の対象から社会参加や生活の主体者としての障害者という位置づけでありますので、やはり表現としてはこうではなくて、障害者本人の意思決定や意思表明支援を踏まえた自己決定を基本として、成年後見制度の適切な利用と。やはり基本は自己決定であるということを明確にしていかないと。保護ということが余り強調されてしまますと非常に危険だなど。ですから、そこは意思決定とか意思表明の支援というものを踏まえた自己決定を基本として、成年後見制度の利用。

それは8ページの1－（1）－4にもかかわってきまして、よく似た表現が出てきて

ますね。これは相談支援ですけれども、知的障害者や精神障害者の成年後見制度の利用を促進する。これは一見正しいように聞こえますけれども、できましたらこれも本人の意思決定や意思表明を踏まえた自己決定を基本として、ここを明確にしておいていただきたいと。何でも成年後見制度を使っていたらいいのだと読めない方向で、明確にしていただきたいなど。相談支援も自己決定ということを基本にやりたいと思っています。それが1つです。

2つ目は根幹にかかわる問題でして、どこまでお話ををしていいのかわからないですけれども、私たちはみんなで、去年の12月17日に障害者政策委員会の意見書をまとめましたね。そのときに、1番で基本的な方針、2番目で共通に求められる視点、3番目に先送りできない重要な課題というところで、重要な課題では精神障害の問題とか、家族の介助を前提にしない支援というものは、障害者年、1981年のころからずっとと言われていて、もう四半世紀、この大きな課題がまだ残されている。ですから、もう少しここをきっちり強調していただけるあり方をどうするかということ。

それから、基本的な指針の中で私たちが一番求めたのは、門川委員がおっしゃったように、政策決定過程への障害者等の参画という基本原則の（4）ですね。

それとⅡの「共通して求める視点」の4のところで、自己決定の保障と意思決定支援を意見書には書きました。今回の計画案を見ますと、どうも明確にそれに当たる表現がないのです。どこかで入っているのでしょうかけれども、基本原則には政策決定過程への障害者等の参画はありませんし、実際に自己決定の保障と意思決定支援のところは「当事者の意見の尊重」という表現になっている。

ですから、ここはどちらにしてもいいのですけれども、私としては各分野に共通する横断的視点のトップに、政策決定過程への障害者等の参画と、意思決定、意思表明への支援を踏まえた自己決定の保障あるいは尊重。保障と言ってほしいけれども、保障が難しいなら尊重で結構ですからここを明確にしていただいて、後藤委員もおっしゃったようにここは大事で、特にこれから障害者の権利条約のために一番大きなところですから、ここを基本原則のところで置かれるか、各分野に共通する横断的視点のトップのところに、「政策決定過程への障害者等の参画と、意思決定、意思表明への支援を踏まえた自己決定の尊重」ということを明確に、3の（1）にしていただけたらというのが私の切なる思いであります。

以上であります。

○関口委員 関連して一言。

○石川委員長 関口委員。

○関口委員 今の北野さんの意見で、前半のところでもう少し言いたいのです。というのは、この間、我々政策委員会が出したものでは、成年後見制については積み残した課題という形になっていて、新基本計画に盛り込むべき事項というのは、成年後見制度の利用の実態を把握するとともに、権利擁護の観点から制度のあり方について検討することとなっ

ているのです。これは検討の字もなくて推進なのです。これはちょっとまずいだろう。というのは、権利条約から言っても、支援された意思決定の観点から言ってもまずからうというのが私の意見。

それから、社会的入院の問題に関しては、人権理事会の理事国である日本が人権条約の条約体の委員会からの勧告を無視して、その状態を改めるべき方向を何も示さないまま批准することは不可能だと私は思いますので、そのことだけは言っておきたいと思います。

○石川委員長 時間がなくなってきました。

では、発言されていないので、中原委員、勝又委員、中西委員の3人でよろしいですか。

○中原委員 日本知的障害者福祉協会の中原です。一言だけ簡単に申し上げます。お願ひいたします。

これまで、本人の立場からいろいろな皆さんが話をし、本人が一番中心だという形で物事を進めているにもかかわらず、今回の障害者基本計画も大変横文字が多いです。誰のための障害者基本計画なのかということを非常に痛切に感じます。先ほど来、土本さんからも進行が早いだのといいういろいろな注文がありますけれども、ぜひ修正文を作成するに当たって横文字を余り使わないように、難しいものは易しく書き加える等の基本的なところを、この障害者基本計画を作成する段階で考えていただきたい。この1点だけでございます。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

勝又委員、恐縮ですが、手短にお願いいたします。

○勝又委員 勝又です。

今回、7ページに「総合的かつ計画的な取組の推進」と書いてありますけれども、この中で「障害者施策に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図る」と書かれていることは非常に重要だと思います。

この他の施策の中また計画の中には、一番最後の35ページの調査研究及び情報提供に関する、各府省はいろいろなデータの収集とか、そういうものに努めてほしいということを書いてございますけれども、こういうことに関係する統計委員会、統計基本計画というものが重要であると考えます。これにつきましては、12月に出した私どもの意見の中で「統計にかかる基本計画を所管する統計委員会や隣接領域の施策を所管する省庁との連携を図ることが重要である」と書かれております。これにつきましては、今回の35ページの書き方では十分でなく、つまり各府省は何々に努めるということだけではなくて、内閣府そのものが社会モデルに基づく障害者の数と、障害者の状況の把握をするための検討をするという具体的なことを入れないと、こここの調査研究というのは意味がないと思います。

また、今回新たな数値目標等さまざまなものをしていますけれども、私どもの政策委員会は、モニタリングする役割があります。つまり、5年後にどういう進捗状況があったのかということを審査する役割があるわけですから、私どもが自分たちの納得のいくよう

な形での統計、データを持たなければ意味がありません。ですから、そういう統計の検討をここに入れていくことを提案したいと思います。

以上です。

○石川委員長 ありがとうございます。

中西委員、お願いします。

○中西委員 中西です。

まず、簡単な名称の問題なのですけれども「はじめに」のところで1ページです。「第3次アジア太平洋障害者の十年」が「（国際社会の動向）」に出てきます。これは31ページの9－（1）－3にも使われるのですが、この「第3次アジア太平洋障害者の十年」という言い方は「新十年」という言い方で統一されているはずなのですが、またここで急に書き方が変わってこの名称が用いられています。もし、5ページで言うような国際協調を基盤とするのでしたら、世界で使われている「新アジア太平洋障害者の十年」になると思います。

さらに、同じ1ページに漢字で仁川が書かれていますが、これは普通「インチョン戦略」で、漢字で書かれた場合、インチョンとはなかなか読めないと思うので、片仮名にしていただきたいと思います。

その次が2点目。3点で終わります。11ページに人材の養成、これは生活支援の部分ですが、その1－（5）－3に障害者のボランティアの話が出てきます。これは人材の確保の続きで述べられているのですが、ほかのボランティアに関しては啓発のところに登場するのですね。34ページ、ボランティア活動等の推進です。障害者のボランティアと言うのだったら、やはりインクルーシブな意味から、34ページのほうで一緒に論じられるべきだと考えました。

最後に、7ページの最後から3行目「介護保険等の高齢者施策」ということで介護保険が特記されていますが、高齢者施策の中では、例えば数値目標で高齢者住宅等の話も出てきますし、ここで介護保険のみを特記するのはおかしいと考えますので、削除すべきでしょう。

よろしくお願いします。

○石川委員長 ありがとうございます。

済みません、時間が来てしまいまして、内閣府のほうで差別解消の大見出し化の件等々、もし、答えられたらお願いします。

○内閣府（牧野） 内閣府の牧野です。

項目として差別解消を一個独立させるべきではないかということでしたけれども、先ほど花井委員からも、例えば経済的負担の軽減についても大見出しとして挙げるべきだという御意見もありました。今回、構成について必ずしもこれでなければいけないというものではないと思っていますので、記述の分量だとかそういうもののバランス、全体を考慮しながら引き続き検討をしていきたいと考えております。

あと、後藤委員と北野委員から、政策決定過程への障害者の参画について書かれていないのではないかという御意見をいただきましたけれども、6ページからの当事者の意見の尊重というところで3段落ぐらい書いている中で、障害当事者の政策決定過程への参画ということも踏まえて書いてあると考えておりますけれども、もうちょっと明確に読み込みやすいような形でということについては検討させていただければと思います。

あと統計のほうで、障害者について内閣府でも検討することなどを御指摘いただきました。これについて、社会モデルに基づいた障害者とは何かということを統計として整備するところまで、議論が行き着いていないのではないかと事務局として考えておりまして、例えば社会モデルに基づけば、どういう人が障害者なのかというのが一義的に決まるのかといえば、それはなかなか難しいのではないかと考えております。これを計画の中で盛り込むところまでは議論が成熟していないのではないかと考えております。

以上です。

○石川委員長 まだまだ御意見はあると思いますし、また、各府省からの応答に対しても御意見があると思いますので、お手数ではありますけれども、あとは文章で出していただいて、事務局のほうでそれを受け、各省にお渡ししてという対応をしていただきたいと思います。

それから、先ほど武川統括官がおっしゃっていた件ですけれども、今日議論をいたしまして、恐らく事務局が想定していたよりもはるかに多くの議論が出たと思いますので、このままでパブリックコメントに出して、与党にもお出しして閣議決定というのは、政策委員会の立場としては厳しいものがあるというふうにまとめさせていただきたいと思います。いろいろな制約条件、既に旧基本計画は失効しているというか、もうない状態でありますし、時間的な制約もあると思いますので、その点は御検討いただきつつも、できる限り政策委員会の開催についても前向きに検討していただきたいと、委員会を代表してお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に事務局からお願ひします。

○東室長 担当室の東です。どうも御苦労さまでございました。

次回の日程等を最後に話す予定にしておりましたけれども、この件について引き続き意見を聞く機会を設けていただけることになるのであれば、そんなに間を置かずに関かれると思います。

ただ、意見をいただくということであれば、若干そのことも考慮をして設定しなければなりませんので、御検討をいただいて、次回の期日が決まればメール等ができるだけ早くお知らせしたいと思っております。

そのことと、最初のほうでお話がありましたけれども、差別解消法に基づく基本方針についての政策委員会での議論も必要となってまいります。今の段階で、まだ明確な日程は決まっておりませんけれども、一応、ここの部屋をいつとっているかということにつきまして、メールでお知らせしたいと思っております。必ずしもその日にやるということでは

ありませんけれども、一応、空けていただいて、集まることについて支障がないようにしていただければと思っております。それについてもメールでお知らせしますので、よろしくお願ひします。

○石川委員長 補足はありますか。

○内閣府（牧野） 内閣府の牧野です。

本日いただいた御意見を踏まえまして、また各省のほうとも調整をさせていただければと思います。

あと、最初のほうでも御説明させていただきましたけれども、手続としてパブリックコメント等の手続を行う必要があるということで、本日お示しした原案を一応このままパブコメにかけさせていただいて、さらにその御意見も踏まえて修正等を行わせていただきたいと考えております。

○石川委員長 もう時間が来てしまっています。パブコメの件について、委員各位のおおよその反応はわかりましたので、委員長及び委員長代理と統括官、参事官、室長などで、なるべく前向きに進めさせていただくということでおろしいでしょうか。

事務局ではそのような心づもりではいたけれども、もう一度検討するということでおろしいですか。

それでは、以上をもちまして、第6回の障害者政策委員会を終了させていただきます。本日は、お忙しいところをありがとうございました。